

1. 健全化判断比率の公表について

財政健全化法では、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、次の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の、*標準財政規模に対する比率

(福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの) ※標準財政規模＝地方公共団体の一般財源（町税、譲与税、普通交付税等）の標準規模を示すもの

(2) 連結実質赤字比率

地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の、標準財政規模に対する比率

(すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの)

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模に対する比率

(借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの)

(4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率

(地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの)

令和4年度の健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
軽米町の比率	—	—	10.8 (10.9)	54.3 (63.6)
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0

備考 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。()は前年度比率。

2 早期健全化基準とは、地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として政令で定める数値。

2. 資金不足比率の公表について

公営企業を経営する地方公共団体（組合及び地方開発事業団を含む。）は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和4年度の資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
軽米町水道事業会計	—	20.0
軽米町下水道事業特別会計	—	20.0

備考 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

2 経営健全化基準とは、公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値。